

議案第 15 号

鯖江市こどもの権利条例の制定について

鯖江市こどもの権利条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

こどもの権利を大切に守っていく考え方を市民が理解することにより、鯖江市のまち全体でこどもの健やかな成長および発達を支えていくための基本的な事項を定めるため、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

さばえし 鯖江市こどもの権利条例 けんりじょうれい

「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」

「いじめや悪口、暴力、仲間外れがなくなればいい」

「自分の思いや意見を伝えたい」

「自分の思いを否定せずに聴いてほしい」

鯖江市こどもたちが、自分の権利について真剣に考えた言葉です。

「こどもが自分らしく育つことができるまちにしよう」という市民の声もあります。

全てのこどもは、未来を担う希望に満ちたかけがえのない存在です。あらゆる場面において尊重されながら、権利の主体として、自分が持つ能力を十分に発揮できる可能性があります。平等に命が守られ、健やかに育つことができます。また、自分に関係のあることについて自由に意見を表し、夢を持って自分らしく生きていくことができます。

「陽に嚮って、常に明るく」という「嚮陽」の心を大切にしている鯖江市は、こどもの声に全力で耳を傾け、寄り添い、こどもが身体的にも、精神的にも、社会的にも幸せな生活を送ることのできる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の考え方を基に、こどもの権利を大切に守っていくための基本となる考え方を市民等が理解することにより、鯖江市のまち全体でこどもの健やかな成長および発達を支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

(1) こどもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人および市内で活動している人で、まだ18歳になっていない人をいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることができます。

(2) 保護者とは、父母、祖父母、父母の代わりにこどもを養育する人等をいいます。

(3) 学校等関係者とは、市内にある保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブその他地域において日常的にこどもの育成に関わる人をいいます。

(4) 市民等とは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人ならびに市内で活動する人、団体および法人をいいます。

(こどもが持つ権利の尊重)

第3条 こどもは、生まれた時から権利を持っており、あらゆる場面で、大切に守られます。

2 保護者、市、学校等関係者および市民等は、こどもが健やかに成長および発達していくために、この条例の第4条から第8条までの権利を特に大切にしていきます。

3 こどもは自分の権利に関心を持ち、理解して、自分の権利を大切にします。

4 こどもは自分以外の人が自分と同じように権利を持っていることを理解し、その権利を大切にします。

(安心して生きる権利)

第4条 こどもには、次のとおり安心して生きる権利があります。

(1) 命が大切にされ、かけがえのない存在として尊重されます。

(2) 愛情をもって大切に育てられます。

(3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けることができます。

(4) 安全な環境で生活できます。

(5) あらゆる差別、虐待、体罰、いじめ等を受けずに安心して生活することができ

ます。

(自分を守り、守られる権利)

第5条 こどもには、次のとおり自分を守り、守られる権利があります。

(1) 健やかな成長および発達を害する情報を他のあらゆるものから守られます。

(2) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられません。

(3) こどもであることで嫌な思いを受けません。

(4) 個々の状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

(自分らしくある権利)

第6条 こどもには、次のとおり自分らしくある権利があります。

(1) 自分らしさが認められ、自分の可能性を大切にすることができます。

(2) 自分に関係することは自分で決めるすることができます。自分以外の人と相談して決めることもできます。

(3) 安心して自分らしく過ごせる居場所を持つことができます。

(学び育つ権利)

第7条 こどもには、次のとおり社会の中で様々な支援または経験を通して、自分が持

つ能力を十分に發揮して育つ権利があります。

- (1) 学び、遊び、休むことができます。
- (2) 自然、芸術、文化およびスポーツに触れ親しむことができます。
- (3) 生活リズムおよび生活習慣を身に付けることができます。
- (4) 挨拶をする、ルールを守るその他の基本的な社会性を身に付けることができます。

(こどもが意見を表明し、参加する権利)

第8条 こどもには、次のとおり自分の思い、考え方等を表したり、自ら社会に参加したりする権利があります。

- (1) 自分の思い、考え方等を自由に表すことができます。
- (2) 自分の思い、考え方等を表すために必要な情報を得ることができます。
- (3) 自分の思い、考え方等を大切にされ、受け止めてもらうことができます。
- (4) 自ら地域社会に参加し、自分の思い、考え方等を活かす機会があります。
- (5) 自分の考えで、仲間をつくり、仲間と集い、仲間と活動することができます。

(共通の役割)

第9条 保護者、市、学校等関係者および市民等は、次の内容を互いに協力し、子どもの権利を大切にするように努めます。

- (1) 一人一人のこどもにとって、最も良いことを第一に考えます。
- (2) こどもの権利について関心を高め、理解を深めます。
- (3) こどもを見守り、こどもが安心して過ごせる環境をつくります。
- (4) こどもの思い、考え方等に耳を傾け、最大限尊重します。
- (5) こどもに関する取組に協力します。
- (6) こどもの年齢および発達段階に応じた配慮をします。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、子育てについて最も大切な責任があることを自覚し、子どもの権利を大切に守るように努めます。

(市の役割)

第11条 市は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくために、子ども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に基づく鯖江市こども計画をつくり実行します。また、こども、学校等関係者、保護者等の意見を聴いて、毎年取組の振り

かえ
返りをします。

2 市は、子どもの思い、考え方等が鯖江市こども計画にどのように取り入れられたかを公表します。

(学校等関係者の役割)

だい 第12条 学校等関係者は、子どもの健やかな成長および発達のために重要な役割をも持っていることを理解します。

2 学校等関係者は、子どもが学び、考え方、活動することができるよう支援し、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。

(市民等の役割)

だい 第13条 市民等は、地域全体で子どもの健やかな成長および発達を支え、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。

(子どもの権利をみんなに知ってもらうこと)

だい 第14条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、学校等関係者および市民等に理解してもらうための取組を行います。

2 市は、家庭、学校、地域社会等で、子どもの権利について学ぶことができる取組を行ないます。

(子どもが意見を表明し、参加すること)

だい 第15条 市は、子どもが家庭、学校および地域社会において自分の思い、考え方等を表し、参加できるように支援します。

(子どもの権利を守るための体制)

だい 第16条 市は、子どもの思いおよび相談を受け止めて、子どもが安心して過ごすことができる体制を整えます。

2 市は、保護者、学校等関係者および市民等と協力しながら差別、虐待、いじめ等の子どもの権利が守られていない状態を発見できる体制を整え、権利が守られていない状態を発見した場合には、その状態からの回復に向けた取組を行います。

(委任)

だい 第17条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

ふ
附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。